

名古屋市では、高齢者のみなさまの身近な相談窓口である「地域包括支援センター」を、「いきいき支援センター」という名称にて運営しています。

いきいき支援センターをご活用ください

「いきいき支援センター」は、高齢者のみなさまがいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者のみなさまを支える機関です。

いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます

- 要支援・要介護状態になるおそれのある方への支援
- 要支援1・2と認定された方への支援



保健師等

高齢者のみなさまの 権利を守ります

- 高齢者虐待・権利擁護
消費者被害の相談



主任介護支援専門員

いきいき支援センターって どんなところ？



社会福祉士

さまざまな問題について 相談に応じます

- 健康・福祉・介護などの
総合的な相談
- 認知症に関する相談

「認知症の方を介護する ご家族」を支援します

- 家族教室・家族サロン
- 医師（もの忘れ相談医）の
専門相談
- 認知症サポーター養成講座の
開催

孤立しがちな方への見守り支援を行います

- 孤立しがちな方への個別支援
- 見守り電話

認知症の早期発見・早期対応へ向けた支援を行います

医療・介護の専門職と専門医とで構成された「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる方、認知症の方とご家族への訪問等による支援を通じ、自立生活のサポートをします。

認知症の方が安心して暮らせる地域づくりを進めます

認知症地域支援推進員を中心として、地域資源の把握や「なごや認知症カフェ」の運営支援などを行い、認知症の方やご家族が暮らしやすい地域づくりを進めます。

■ 開設時間：月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時 ■ 相談費用：無料

※お住まいの地域ごとに担当のいきいき支援センターが設置されていますので、担当のいきいき支援センターをご利用ください。

さまざまな問題について相談に応じます

健康・福祉・介護など、生活のなかでお困りのことやご心配なことがありましたら、担当のいきいき支援センターへご相談ください。

また、高齢者の方が、身近な場所で相談できるよう、委託を受けた居宅介護支援事業所が「高齢者いきいき相談室」を開設しています。いきいき支援センターと連携し、健康・福祉・介護等の相談に応じます。



いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます

● 要支援・要介護状態になるおそれのある方には

「基本チェックリスト」により事業の対象者と判定された方は、介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じて、介護予防と自立に向けた支援を行います。

● 要支援1・2と認定された方には

いきいき支援センター（または、いきいき支援センターから委託された居宅介護支援事業所）が、介護保険サービス等の利用についてご相談に応じます。

高齢者のみなさまの権利を守ります

● 高齢者虐待について

高齢者の方への虐待の防止や早期対応を図るため、「高齢者虐待相談センター（電話052-856-9001）」や区役所などの関係機関と連携し、ご相談に応じます。

● 権利擁護について

お金の管理や契約などに不安がある高齢者の方で、身近にご家族がいない場合など、「名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター（※）」や「成年後見あんしんセンター（電話052-856-3939）」と連携し、金銭管理・財産保全や成年後見制度の利用など、権利擁護についてのご相談に応じます。

※名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

センター	電話番号	担当地域
北部	052-919-7584	東区、北区、西区、守山区
南部	052-678-3030	中村区、中区、熱田区、中川区、港区、
東部	052-803-6100	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区

● 消費者被害について

高齢者の方を対象にした悪質な訪問販売や住宅リフォームなどの被害が増加しています。契約の際にご心配がある場合や被害の恐れがある場合は、消費生活センター（電話052-222-9671）と連携し、ご相談に応じます。

「認知症の方を介護するご家族」を支援します

「認知症の方を介護するご家族」を支援するとともに、認知症の方やご家族が安心して暮らせるよう、地域住民が認知症を正しく理解し、見守りや声かけ、手助けができる地域を目指します。

● 家族教室、家族サロン(憩いの場)、医師(もの忘れ相談医)の専門相談、認知症サポーター養成講座